

交通安全年間実施事項

区分	実施項目	実施細目
管 理 者 の 実 施 項 目	1. 運転者の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の遵守を基本として、ドライバーには安全運転に係る社内規定等の内容について再確認をさせ、その周知徹底を図る。 ・点呼の際は、対面点呼を原則としての確に行い、運転者の健康状態、酒気の有無、服装及び車両点検の実施結果等を確認し、必要な指示を行う。 飲酒の有無・量・飲酒後の経過時間・睡眠状況、体調等を運転者から自発的な報告が行われるよう意識改革することに加え、点呼者は目視やアルコール検知器の使用等飲酒運転防止対策マニュアルに基づく確認を行い、その内容を記録する。 ・点呼場において、愛ト協が推進する「飲酒運転防止」「歩行者保護」「追突事故防止」の卓上ミニのぼり旗を設置し、運転者の交通安全意識高揚を図る。 ・一般道路・高速道路での追突死亡事故防止について、全ト協制作の「トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～」などを活用、さらに、ながらスマホ厳禁の指導、教育を徹底する。 ・適切な運行計画及び乗務割を作成し、運転者の過労防止に努めると共に、定期健康診断の受診を徹底する。また、全ト協が示す「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」を活用し、早期に運転者に対し健康管理への配慮を促す。 ・運行記録計による連続運転時間等の適正管理とその有効活用を図る。 ・疲労、病気、家庭事情等に備え予め運転者の交替要員の確保等に配慮する。 ・「SMARTDRIVE!～事故ゼロ運動～」等ののぼり旗を掲揚し、運転者に運動を意識させる。 ・トラック・セーフティ・ラリーへの全員参加を促し、ドライバーはもとより社内全体で交通安全意識を高める。
	2. 車両の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検及び日常点検を確実に実施する。特に大型車輛車輪脱落事故防止のため自動車点検基準に基づき、ディスク・ホイールの取付状況等の確認を徹底し、高速走行も考慮した適切な点検・整備をし、不良箇所は速やかに修復措置を講ずる。また、タイヤ交換時には規定トルクで締め付ける等、的確な作業を実施する。さらに故障等の発生に備え、予備車両を予め計画しておく。 ・無車検車両、無保険車両は運行しない。 ・荷主等に駐車スペース確保と、積卸し時間の短縮化・効率化等について協力を求める。
	3. 過積載等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理者、運転者は、積載品、積載重量、積載方法等を確認し、過積載運行とならないように注意する。 ・正しい積付・固縛を指導し、積み荷の落下等事故防止についても細心の注意を怠らないよう指導する。
	4. 危険物輸送の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・積載品目に応じた関係法規を遵守すると共に危険物の性状、異常時の措置、連絡体制及び防護器材等安全輸送に必要な情報を収集し、運転者に周知徹底を図る他、コンテナ等については、必ず危険物等の収納とその状況を確認する。 ・化学製品については、緊急連絡カード（イエローカード）を必ず携帯すると共に緊急時において、これを活用出来るよう日常の教育訓練を実施する。 ・運転者は、運行前に必ず標識、表示、消火器、固縛状態等が的確であるかを確認する。
	5. 海コン輸送の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・背高コンテナ輸送等にあたっては、道路管理者の許可及び必要に応じ警察の許可を必ず取得し、指定通行経路走行を遵守する。 ・国際海上コンテナを積載し、トレーラを運行する場合には、関係法令で定める許可（特殊車両通行許可）の取得状況及び許可事項の確認を行い、ツイストロックを確実にするなど運行の適正化を図る。
	6. 運輸安全マネジメントの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・安全意識を経営トップから現場の運転手まで徹底的に浸透させるため、絶えず輸送の安全性の向上に努めその高揚を図る。
運 転 者 の 実 施 項 目	1. 違法駐車禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・違法駐車につながる車両の持ち帰りをしない。
	2. ゆとり運転の実施	<p>●SMARTDRIVE!～事故ゼロ運動～」「SPEEDDOWN! ゆっくり走ろう!」運動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あおり運転等周囲を威嚇するような運転は絶対に行わない。プロドライバーとして一般車の模範となる運転を心掛ける。 ・一時停止の遵守徹底、◇マークの先には横断歩道があることを意識し、歩行者等（特に子供と高齢者）の交通弱者に対し、思いやりと細心の注意を払った運転をする。 ・スピードダウンによるゆとり運転と車間距離を確実にとり安全を確保する。 ・交差点での右左折時は速度を落とし必ず徐行を行うとともに目視により安全確認徹底する。 ・信号は必ず守り、「黄色は止まれ」を遵守徹底する。 <p>●酒酔い運転、酒気帯び運転、危険ドラッグ等薬物使用の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒酔い運転・酒気帯び運転はしない。業務前・後にアルコールチェッカーを活用し飲酒の有無、体調等を運行管理者等に必ず申告する。 ・危険ドラッグ等薬物使用による運行を絶対にしない。 <p>●運転中のスマートフォン・携帯電話禁止並びにシートベルトの着用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中の携帯電話、スマートフォンの使用は厳禁。やむを得ない場合は安全な場所に停車する。 ・運転時にはシートベルトは必ず着用する。 <p>●安全確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通、道路、気象状況等を把握し、降雨雪・凍結等による路面変化に適応した安全速度、車間距離を遵守する。 ・一時停止等の標識を必ず遵守し、安全確認を励行する。 ・危険を回避するためトラックの死角を把握するとともに、追越しは、安全をよく確かめ、前・後方の交通及び道路状況を十分確認してから行うとともに先々行車及び後続車にも十分注意する。 ・日没前後には、運転者の視認性の向上とあわせ対向車に自車の存在をいち早く知らせるために前照灯を早めに点灯する。 ・左折時では、アイコンタクトにて、自転車や歩行者など相手が自分に気づいていることを確認するとともに、目視による確認を必ずおこない、歩道の自転車等のお互いの認識のずれがないように注意する。 ・横断歩道での歩行者保護を徹底する。 <p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラック・セーフティ・ラリーに参加し、無事故無違反に努める。 ・高速道路においては、常に先行車の挙動や道路状況に十分注意し、これに適応した運転操作を励行する。 ・通勤時や外出時には時間の余裕を持って行動する。また、運転中、眠くなったら速やかに休憩をとる。 ・危険物、重量物等の輸送に際しては、安全輸送と休憩時の積荷点検を励行する。又、長距離の輸送にあっては一定距離ごとに積荷点検を実施する。
	3. 運転マナーのアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・空き缶、ゴミ、タバコ等の投げ捨ては絶対やめ、プロドライバーとしての運転マナーアップに努める。 ・人及び他の通行車両にやさしい運転を心がけ安全の確保を念頭において運転する。
	4. エコ・ドライブの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車する場合はエンジンを停止するとともに休憩仮眠中のアイドリングストップの実践を心掛ける。 ・走行する場合は、指定の車両通行帯及び通行時間を厳守する。